

## 背景

### 1. 現状・課題

- ◆ 昨今、「教師不足」が社会課題となっている中、教師の職務環境や処遇等の改善とあわせて、教職の魅力向上が求められているところであり、教員養成大学・学部、教職大学院においては、子供の学びを支える、専門的かつ創造的な高度職業人としての教師像の確立に向け、教育委員会と積極的に連携・協働し、養成・採用・研修等の一体的な充実に取り組んでいくことが求められている。
- ◆ 教員養成の段階について、中教審「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」においては、「変化の激しい時代にあって、学校現場の優れた実践者が教師養成に関わることは意義のあることであり、教師の養成について理論と実践の往還を重視した好循環を実現していくことが求められる。」とされたところであり、同答申を踏まえた取組を進める必要がある。

#### <参考>

国立教員養成大学・学部における実務家教員の割合は、16.1%（令和4年時点）

### 2. 提言等

- ◆ 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築～（答申）  
（令和4年12月19日中央教育審議会）  
  
「学部段階においても、教職経験を有する大学教員（実務家教員）の登用を進めることが重要であり、これを担保するための制度的な枠組みとして、**教員養成学部における実務家教員の配置に係る具体的な基準（例えば、学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数のおおむね2割程度以上）を設定することについて検討すべきである**」
- ◆ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）  
（平成27年12月21日中央教育審議会答申）  
  
「教育委員会とも連携して学校現場に携わる教員等を教職大学院をはじめとする大学の教職課程の教員として確保する取組も一層推進すべきである。さらに、大学の教職課程における（略）教員に対して大学と学校現場を交互に経験させるなどの人事上の工夫を行うことにより、理論と実践の両方に強い教員を計画的に育成し、これらの者が、最終的には大学の教職課程を担う教員として活躍できるようなキャリアパスを構築することも考えられる。」
- ◆ 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて  
（平成29年8月29日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）  
  
「特に国立教員養成大学・学部においては、教員養成カリキュラムや教員構成において、率先して教科専門と教科教育を一体化させ、さらに教職教育とも関連付ける取組を進めるとともに、実践探究の場と学問探究の場の両方に軸足を置く大学教員の比率を段階的に高めるべきである。」

## 改正概要

**教員養成に関する学部<sup>(※1)</sup>については、最低必要教員数に、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。必要な実務家教員<sup>(※2)</sup>の割合については、学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数のおおむね2割以上は実務家教員とし、告示において別に定めることとする。**

施行期日：令和5年10月1日

経過措置：令和6年度及び7年度に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、従前の規定のとおりとする。  
令和8年度以降に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、改正後の規定を適用することとする。

(※1)「教員養成に関する学部」とは、教員養成を目的とし、教員免許状の取得に必要な単位の修得が卒業要件となっている学部等をいう。

(※2)「実務家教員」は、小学校等の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成する。

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

### 大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係）</p> <p>イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数</p> <p>(1) 専門職学科以外の学科に係るもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>備考</p> <p>一～十 〔略〕</p> <p>十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとするほか、<u>基幹教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。</u></p> <p>十二 〔略〕</p> <p>(2) 専門職学科に係るもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>備考</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 <u>この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部</u><u>に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。</u></p>	<p>別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係）</p> <p>イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数</p> <p>(1) 専門職学科以外の学科に係るもの</p> <p>〔同上〕</p> <p>備考</p> <p>一～十 〔同上〕</p> <p>十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとするほか、<u>この表によることが適当でない場合については、別に定める（②の表において同じ。）。</u></p> <p>十二 〔同上〕</p> <p>(2) 専門職学科に係るもの</p> <p>〔同上〕</p> <p>備考</p> <p>一・二 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとする。

四 〔略〕

ロ 〔略〕

三 〔同上〕

ロ 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第二条 令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

2 令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

(届出に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

2 令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

(教員に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に設置されている教員養成に関する学部を置く大学に対するこの省令による改正後の大学設置基準別表第一イ(1)備考第十一号及び同表イ(2)備考第三号の規定の適用について

は、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合（教員養成に関する学部に係るものを含む場合に限る。）には、当該認可の申請又は届出に係る大学については、この省令による改正後の規定を適用する。

○文部科学省告示第 号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）別表第一イ(1)備考第十一号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

- 1 大学設置基準別表第一イ(1)備考第十一号に規定する教員養成に関する学部に係る基幹教員数のおおむね二割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。
- 2 前項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する基幹教員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

附 則

この告示は、大学設置基準の一部を改正する省令（令和五年文部科学省令第 号）の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

大学設置基準の一部を改正する省令案  
に関するパブリックコメント（意見公募手続き）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和5年3月1日（水）～令和5年3月31日（金）
- (2) 告知方法：e-Gov（電子政府の総合窓口）、報道発表
- (3) 受付方法：e-Gov（電子政府の総合窓口）、郵送・電子メール

2. 意見総数

件数：27件

3. 主な意見の概要

- 専攻分野の実務経験を有する大学教員は必要。
- 現場を経験した優秀な教員を大学で採用するという趣旨は理解できる。
- 人員確保の観点から、実務家教員の実務経験年数や実務から離れた年数は柔軟にしてほしい。
- 現在の優秀な教員の経験でも、数年後には過去に経験になることから、教員数の基準ではなく、教職課程の科目に基準を設けて非常勤等で対応すべき。
- 大学教員は研究者として自律的に研究を行い、かつ学生の研究指導を行うため、修士や教務修士（専門職）、博士の学位、学術論文の執筆実績が必要。
- 実務家だから優れた教員養成ができる根拠はなく、研究者でも学校現場と協働して研究教育する教員はおり、今回の改正で若手研究者を採用する機運が下がることが危惧される。
- 実務家教員に期待される役割は、基幹教員が担う必要はない。
- 教師不足の中、優秀な教師が大学に流れてしまい、現場が今以上に弱体化する。
- まず学校教員の待遇改善が必要。